

(仮称) 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例 概念図

目的

建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与すること。

定義

建築物等：建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地

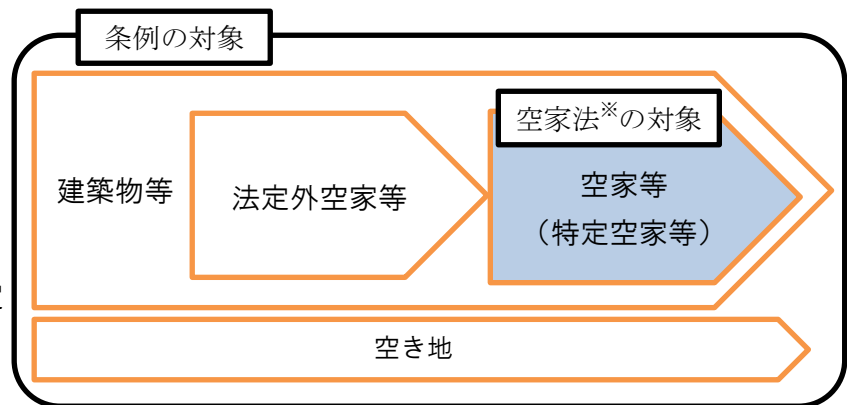
空家等：空家法※に規定する空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの）

法定外空家等：空家法※に規定する空家等には該当しないが、居住その他の使用が相当期間なされていない又は使用頻度が年に数回にとどまる建築物等、長屋及び共同住宅の住戸又は区画

空き地：建築物又はこれに附属する工作物が存在せず、かつ使用又は管理の実態のない土地

管理不全な状態：適切に管理されていない状態であっていずれかに該当するもの

- ア 建築物その他の工作物が倒壊等するおそれのある状態
- イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれのある状態
- ウ 擁壁が老朽化し、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態
- エ 立木その他の土地の定着物が通行の妨げになっている状態又は不特定多数の者に危険を及ぼすおそれのある状態
- オ 雑草が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生活環境が阻害されるおそれのある状態
- カ 堆積された状態にある廃棄物その他の物に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態
- キ その他条例の目的を達成するためにそのまま放置することが不適切な状態にあると市長が認めたもの



※空家法…空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

責務
役割

所有者等：適切に管理し、管理不全な状態になった場合は自ら解消しなければならない。

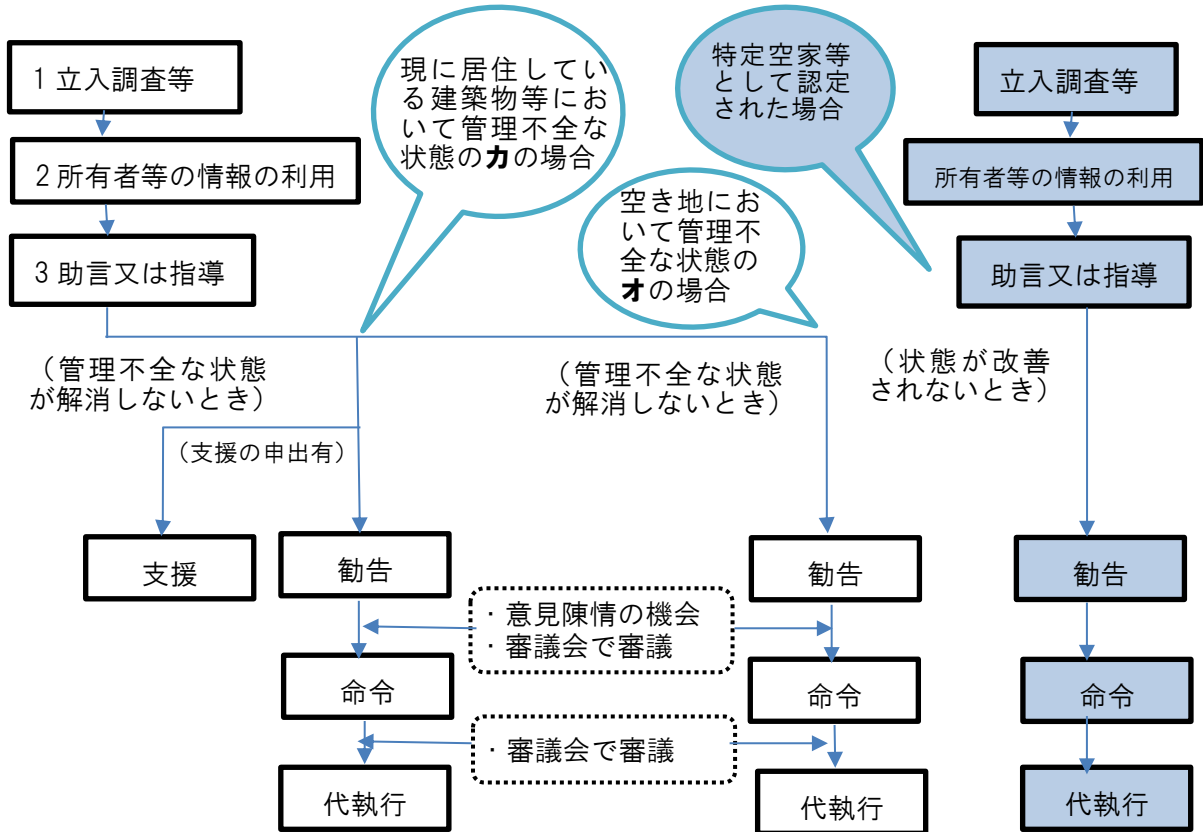
市：必要な施策を実施するとともに、関係機関に連携又は協力を求める。また、情報の提供、助言その他必要な支援に努める。

市民：施策に協力するよう努める。

手続

管理不全な状態**ア～キ**に該当する場合、1～3の手続きを行うことができる。

【空家法※による対応】



緊急
安全
措置

不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合は、必要最小限の措置を実施できる。

空家等及び法定外空家等は人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合に、必要最小限の措置を実施できる。

審議会

小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の設置

過料

命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。